

## 個人番号カード交付についてのお知らせ

「個人番号カード」を申請された方は次の順序で交付されますので、手続きの際は事前に書類をご確認ください。

### (申請から交付までの流れ)

- (1) 個人番号カードを地方公共団体情報システム機構に申請します。
- (2) 作られた個人番号カードは地方公共団体情報システム機構から村に送致され、村では平成28年1月以降に申請者に交付通知書(はがき)を発送します。
- (3) 平成28年1月以降、村(税務住民課)の窓口で本人確認のうえ交付となります。  
※病気や障害等のやむを得ない場合代理人交付もできます。

### (交付時の手続き)

- (ア) 役場から送られた交付通知書(はがき)を持参してください。
- (イ) 運転免許証など写真付きの証明書等で「**本人確認**」をしますので持参してください。
- (ウ) 交付時に暗証番号を設定して頂きます。  
(交付通知書に詳細が記載されますので確認してください)
- (エ) 10月及び11月に送付されている通知カードを返還して頂きます。
- (オ) 住民基本台帳カード所持者は住民基本台帳カードも返還して頂きます。  
(住民基本台帳カードと個人番号カードは重複して所持できません)

### ●「本人確認書類」は次のとおりです。

#### ① 顔写真付きの証明書

運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード	等々
---	----

#### ② 上記の書類を提示できない場合は次の2点以上必要になります

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、 児童扶養手当証書、本人名義の預金通帳、民間企業の社員証、 学生証、顔写真のない身分証明書	等々
---	----

- ### ●「個人番号カード」を交付(受領)するための手続きには、通常の窓口業務以上に時間を要します。みなさんが早く受け取れるように、事前に必要な書類を確認して揃えておきましょう。